平成２８年（フ）第２４４号
愛知県長久手市作田１丁目202番地　レジデンスオーミ306号
債務者　加藤　　淳
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２号
奈良県吉野郡上北山村大字西原308番地
債務者　森川　正澄
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第４９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津832番地の１　エステートピアフジキョー301
債務者　冨滿　勝美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津832番地の１　エステートピアフジキョー301
債務者　冨滿百合子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１３２号
神奈川県厚木市山際863番地１　ユニハイム本厚木508、前住所神奈川県厚木市上依知506番地７
債務者　小宮　雅己
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８３号
北九州市小倉北区高峰町５番37―206号
債務者　渡部　照美
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２６号
愛知県半田市日ノ出町48番地の19
債務者　山下　典子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３３号
名古屋市港区小賀須４丁目615番地　リブレアファイブＦ号
債務者　前田　　悠
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４号
山口市小郡大江町３番22―401号
債務者　恩村久留美（旧姓田渕）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１２号
埼玉県行田市富士見町２丁目14番地29
破産者　株式会社スコット
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１７９５号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1319番地７
破産者　株式会社グット・フィールド
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１７号
福岡県筑紫野市大字永岡920番地の１
破産者　有限会社エバーグリーン九州
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８４７号
福岡市東区馬出５丁目40番11号
破産者　ワンエナジー株式会社
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５号
茨城県土浦市中村南２丁目10番24号
破産者　株式会社坂本タイル建装
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５１２号
栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡2265番地
破産者　株式会社鬼怒バイオテック
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１３号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1099　ハピネスタウンＡ301、住民票上の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡2265番地
破産者　丸山　　登
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
栃木県大田原市新富町１丁目４番４号　プルニエ105号
破産者　永江　慶一
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５号
群馬県桐生市菱町１丁目515番地
破産者　下山プラスチック塗装工業有限会社
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１５９号
埼玉県八潮市茜町１丁目８番地９
破産者　株式会社ｙｕｚｏ
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係